

○農林水産省令第 号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）及び農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等) 第六十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 一の三 (略)</p> <p>一 の四 保険媒介業務(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介、保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務</p> <p>四 二十 (略)</p> <p>5 法第十一条の六十四第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 前項第一号から第一号の四まで及び第六号から第十八号の三までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等) 第六十六条 法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ</p>	<p>(法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等) 第六十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 一の三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う者の教育を行う業務</p> <p>四 二十 (略)</p> <p>5 法第十一条の六十四第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 前項第一号、第一号の二、第一号の三及び第六号から第十八号の三までに掲げる業務</p> <p>二・三 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等) 第六十六条 法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ</p>

て、次のいずれかに該当する会社とする。

一〇十 (略)

十一 合理的な経営改善のための計画（銀行、令第四十五号各号に掲げる者、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
イ〇ハ (略)

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条 (略)

2 法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一・二 (略)

二の二 保険媒介業務

三 (略)

四 共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介、保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

五〇二十七 (略)

て、次のいずれかに該当する会社とする。

一〇十 (略)

十一 合理的な経営改善のための計画（法第九十二条の三第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社
イ〇ハ (略)

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七条 (略)

2 法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務（農業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

四 共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介及び保険募集を行う者の教育を行う業務

五〇二十七 (略)

附 則

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。